

東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針について

1 基本方針の策定状況

- (1) 策定時期 令和3年4月
- (2) 目的 県の震災の記憶や教訓の伝承に関する取組の方向性を明示し、その取組を着実に進めていく。
- (3) 期間 令和3年度からの取組の方向性を示すものであり、「新・宮城の将来ビジョン 実施計画期間」(前期：令和3年～6年)と合わせて見直しを行うこととする。

2 基本方針の見直しについて

3年目は大幅な見直しは行わずに延長し、下記理由から令和8年度に向けて、作業を行う。

- 理由：① 現行の基本方針について、現在着実に事業が展開されており、コンソーシアムの活動等についても、現行方針に基づいて、取り組まれていること。(主だった伝承関係者からも改定の話は出ていない。)
- ② 第2期復興・創生期間が、令和7年度末までであること。
- ③ 令和6年度に開催されている国の「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」(以下、「WG」という。)において、復興事業の総括が行われており、令和8年度以降の震災伝承についての国の方針が示される予定であり、国の施策との整合性を取りながら検討する必要があること。

3 今後の作業予定

- 令和7年2月19日から全庁各部局に意見照会を行ったが、「意見なし」であった。
- 令和7年度の震災伝承に関連する事業について、現在照会し、取りまとめ中。
- 上記の方針を令和7年3月28日開催の震災復興本部で決定し、取りまとめた事業と合わせて公表する。(令和7年4月上旬見込)